

船橋市物品調達等競争入札参加資格の承継に係る事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は船橋市における物品調達及び委託業務の競争入札参加資格（以下「資格」という）の承継に係る事務取扱事項を定める。

(承継の承認)

第2条 資格の承継は、資格に関わる営業の一切が資格を承継する会社に移転したと認められる場合に承認する。

第3条 資格の承継を承認するのは次の場合とする。

- (1) 資格を有する会社が、資格に関わる営業を、資格を継承する会社に譲渡する場合。
- (2) 資格を有する会社が吸収合併または新設合併し、資格に関わる営業を、資格を承継する会社に引き継ぐ場合。
- (3) 資格を有する会社が新設分割または吸収分割し、資格に関わる営業を、承継する会社に引き継ぐ場合。

(申請方法)

第4条 資格を承継する会社は、入札参加申請に関する公告に定める方法により資格の承継を申請する。

(名簿への登載)

第5条 承継が承認された場合、資格を有する会社は資格を失い、資格を承継した会社が有資格者名簿に登載される。

なお、点数による格付けについては、再審査を行うものとする。

(準用)

第6条 合名会社、合資会社および有限会社の営業譲渡、合併、分割についてはこの要領を準用する。個人営業及び、その他法人の資格の承継については、第3条第1号を準用する。

附則 この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附則 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附則 この要領は、平成29年3月1日から施行する。

【参考】

第4条関係

入札参加者の資格等

第14 入札参加資格の承継

1 有資格者等から入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した者又は有資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとする者（以下「承継人」という。）は、入札参加資格承継審査申請書に次の掲げる書類を添付して共同受付窓口に提出しなければならない。

- (1) 当該営業の一切を承継したことを証する書類
- (2) 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書

2 前項に定める申請があったときは、当該申請の内容について審査し、適当と認められるときは、審査の結果を当該承継人に通知するとともに有資格者名簿に登載するものとする。

なお、審査の結果については、入札情報サービス、船橋市役所6階契約課及び11階行政資料室において、次の事項の公表をもって通知に代えることができる。

- (1) 有資格者の商号又は名称、所在地又は住所、代表者職氏名及び電話番号等
- (2) 登録業種及び等級